

保保発1015第3号
平成21年10月15日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る所得区分の変更があった場合の事務の取扱いについて

特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る事務の取扱いについては、「特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る事務の取扱いについて」(平成21年4月30日保保発第0430007号。以下「取扱通知」という。)において通知したところである。

取扱通知第二の3に該当する場合及び70歳未満の対象者が70歳に到達する場合の具体的な事務の取扱いについては、下記の事項に留意の上、円滑な実施を図られたい。

なお、当該取扱いについては、本日以後に実施機関（特定疾患治療研究事業においては都道府県、小児慢性特定疾患治療研究事業においては都道府県、政令指定都市又は中核市。以下同じ。）へ連絡を行う場合に適用するものとし、既に実施機関へ連絡済みの者について、改めて当該通知の取扱いによる連絡を行うことは要しない。

記

1. 低所得者区分以外の区分に該当する者について所得区分の変更が生じた場合（低所得者区分以外の区分の者が低所得者区分に該当することとなった場合を除く。）の取扱いについて

取扱通知第一の取扱いにより認定を行い、実施機関に連絡を行った者（以下「対象者」という。）について、実施機関に連絡した所得区分に変更が生じた場合（低所得者区分以外の区分の者が低所得者区分に該当することとなった場合を除く。）については、速やかに別紙様式①の所得区分変更連絡票を作成し、別紙様式②の送付状を添付して、変更が生じた対象者に係る実施機関へ送付すること。

所得区分変更連絡票の媒体及び送付方法については、原則として紙媒体を郵送することとするが、実施機関と別途調整をした場合については、変更しても差し支えない。

なお、低所得者区分の認定をした対象者であって、翌年（1月から7月までに保険者における認定を行った場合はその年）8月以後も引き続き低所得者区分の認定が必要なものについては、同年7月末までに、同年8月以後の期間に係る再度の判定のための連絡が実施機関から保険者へなされることとされているが、当該連絡が期限までに来なかつた者については一般区分（保険者において確認が可能な場合は上位所得又は現役並み所得）に該当するものとされていることから、期限後速やかに、上記の方法により所得区分変更の連絡を行うこと。

2. 70歳未満の対象者が70歳に到達する場合の取扱いについて

70歳未満の対象者が70歳に到達する場合については、当該対象者の70歳到達月（70歳の誕生日が属する月。月の初日が誕生日の者についてはその前月）の10日までに、70歳到達後において該当することとなる所得区分を、当該対象者に係る実施機関へ連絡すること。当該連絡において連絡する所得区分は、実施機関への連絡時において保険者が保有する情報により判定するものとし、実施機関への連絡後に当該所得区分に変更が生じた場合においては、1の方法により所得区分の変更の連絡を行うこと。

実施機関への連絡については、1と同様に別紙様式①の所得区分変更連絡票を作成し、別紙様式②の送付状を添付して、実施機関に送付するものとすること。また、所得区分変更連絡票の媒体及び送付方法については、原則として紙媒体を郵送することとするが、実施機関と別途調整をした場合については、変更しても差し支えない。

なお、連絡を受けた実施機関においては、連絡を受けた月の月末までに、対象者に交付されている特定疾患医療受給者証を更新又は訂正することとされていること。

【別添様式①】

【被用者保険】

(麥車連絡票整理記號)

特定疾患治療研究事業・小兒慢性特定疾患治療研究事業対象者所得区分更迭票

名關施機美

保険者名

連絡票の作成について(被用者保険)

※ 注意事項

- 帳票名の事業名については、該当する方を残し、該当しない方は抹消すること。
- 所得区分変更連絡票の右肩には、全体の枚数中の何枚目かを記入すること。
- 変更連絡票整理記号は次のとおりとすること。
発送日(西暦・4桁+月・2桁+日・2桁)一法別番号(51又は52)一保険者番号
- 連絡元が保険者の支部となる場合は、「保険者名」は支部名まで記入すること。
- 所得区分については、該当する区分に応じ、以下の記号を記入すること。

(70歳未満)	現役並み所得者	:[IV]
(70歳以上)	一般	:[III]
	低所得 II	:[II]
	低所得 I	:[I]
- 変更の理由が70歳到達の場合は、備考欄に「70歳到達」と記載すること。また、その場合の変更後の所得区分該当月については、70歳に到達する月(70歳の誕生日属する月。月の初日が誕生日の者についてはその前月。)の翌月とすること。
- 送付状にも変更連絡票整理記号を記入すること。

【別添様式②】

変更連絡票整理記号(_____)

平成 年 月 日

(実施機関名) 御中

(保険者名)

特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者に係る所得区分変更連絡票の送付について

別紙のとおり、特定疾患治療研究事業(小児慢性特定疾患治療研究事業)の対象者に係る所得区分の変更について連絡いたします。

所得区分変更連絡票枚数	_____枚
対象者数	_____人

連絡先

住 所

電話番号

(FAX)

担当者名